

平成30年第 1 回春日井市議会定例会

附属資料〔 I 〕

(条例案、一般議案及び報告関係)

目 次

議案番号	議 題	
第16号議案	春日井市附属機関設置条例の一部を改正する条例について	1
第17号議案	春日井市手数料条例の一部を改正する条例について	1
第18号議案	春日井市職員定数条例の一部を改正する条例について	1
第19号議案	春日井市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	1
第20号議案	春日井市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	2
第21号議案	春日井市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	3
第22号議案	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	3
第23号議案	春日井市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について	4
第24号議案	春日井市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例について	5
第25号議案	春日井市特別会計設置に関する条例の一部を改正する条例について	5
第26号議案	春日井市消防団条例の一部を改正する条例について	5

第27号議案	春日井市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について	6
第28号議案	春日井市医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について	6
第29号議案	春日井市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	6
第30号議案	春日井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	6
第31号議案	春日井市学校施設整備基金条例について	7
第32号議案	春日井市介護保険条例の一部を改正する条例について	7
第33号議案	春日井市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について	8
第34号議案	春日井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	9
第35号議案	春日井市生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例について	9
第36号議案	春日井市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について	10
第37号議案	春日井市特別用途地区内における建築物の制限の緩和に関する条例について	10
第38号議案	春日井市児童遊園の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例について	10
第39号議案	春日井市都市公園条例の一部を改正する条例について	10
第40号議案	春日井市営住宅条例の一部を改正する条例について	10
第41号議案	市道路線の廃止について	10
第42号議案	市道路線の認定について	10
第43号議案	財産の交換について	11
報告第1号	訴えの提起の専決処分について	11
報告第2号	和解に代わる決定の専決処分について	11

第16号議案

春日井市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

- 1 次のとおり新たに附属機関を設けるもの（別表関係）

	附属機関	担当事務	委員の定数
(1)	多文化共生審議会	多文化共生に関する審議	12人以内
(2)	上下水道事業経営 審議会	水道事業及び公共下水道事業の経営 に関する事項についての調査及び審 議	15人以内

- 2 施行日 平成30年4月1日

第17号議案

春日井市手数料条例の一部を改正する条例について

- 1 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正（平成30年政令第10号。平成30年4月1日施行）に準じ、危険物製造所等設置許可申請審査手数料の金額を引き上げる等規定を整備するもの（別表関係）
- 2 建築基準法の一部改正（平成29年法律第26号。平成30年4月1日施行）に伴い、規定を整備するもの（別表関係）
- 3 土壤汚染対策法の一部改正（平成29年法律第33号。平成30年4月1日施行）に伴い、汚染土壌処理業の譲渡及び譲受の承認申請に対する審査手数料等を新たに設けるもの（別表関係）
- 4 施行日 平成30年4月1日

第18号議案

春日井市職員定数条例の一部を改正する条例について

- 1 市長の事務部局（市民病院を除く。）の職員の定数を1,411人（現行 1,392人）とするもの（第2条関係）
- 2 施行日 平成30年4月1日

第19号議案

春日井市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

- 1 人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じ、職員の給与について次のとおり改めるもの
 - (1) 初任給調整手当の支給月額を次のとおり引き上げるもの（第10条関係）
 - ア 医師及び歯科医師 414,300円（現行 413,800円）
 - イ 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるもの（医師及び歯科医師を除く。） 50,700円（現行 50,600円）

(2) 勤勉手当の支給割合を次のとおり改めるもの（第23条関係）

（単位：月分）

区 分		現 行	改正案	
			平成29年度	平成30年度以降
一般職員 （特定幹部職員を 除く。）	6月	0.85	0.85	0.9
	12月	0.85	0.95	0.9
	合計	1.7	1.8	1.8
一般職員 （特定幹部職員）	6月	1.05	1.05	1.1
	12月	1.05	1.15	1.1
	合計	2.1	2.2	2.2
再任用職員 （特定幹部職員を 除く。）	6月	0.4	0.4	0.425
	12月	0.4	0.45	0.425
	合計	0.8	0.85	0.85
再任用職員 （特定幹部職員）	6月	0.5	0.5	0.525
	12月	0.5	0.55	0.525
	合計	1.0	1.05	1.05

(3) 若年層を中心に給料月額を平均0.2パーセント引き上げるもの

（別表第1、別表第2関係）

- 2 施行日 1(1)・(3) 公布の日（平成29年4月1日適用）
 1(2)（平成29年度分） 公布の日（平成29年12月1日適用）
 1(2)（平成30年度以降分） 平成30年4月1日

第20号議案

春日井市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

1 給料月額を次のとおり改定するもの（第3条関係）

- (1) 市長 1,072,000円（現行 1,062,000円）
 (2) 副市長 894,000円（現行 887,000円）
 (3) 教育長 779,000円（現行 773,000円）
 (4) 常勤の監査委員 592,000円（現行 587,000円）

2 期末手当の支給割合を次のとおり改めるもの（第4条関係）

（単位：月分）

区 分	現 行	改正案	
		平成29年度	平成30年度以降
6月	1.55	1.55	1.575
12月	1.7	1.75	1.725
合計	3.25	3.3	3.3

3 施行日 2（平成29年度分） 公布の日（平成29年12月1日適用）

1・2（平成30年度以降分） 平成30年4月1日

第21号議案

春日井市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

- 1 報酬月額を次のとおり改定するもの（第1条関係）
 - (1) 議長 646,000円（現行 640,000円）
 - (2) 副議長 584,000円（現行 579,000円）
 - (3) 議員 536,000円（現行 532,000円）
- 2 期末手当の支給割合を次のとおり改めるもの（第6条関係）
（単位：月分）

区 分	現 行	改正案	
		平成29年度	平成30年度以降
6月	1.55	1.55	1.575
12月	1.7	1.75	1.725
合計	3.25	3.3	3.3

- 3 施行日 2（平成29年度分） 公布の日（平成29年12月1日適用）
1・2（平成30年度以降分） 平成30年4月1日

第22号議案

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

- 1 委員報酬の額を次のとおり改定するもの（別表関係）
 - (1) 市長等の給与改定に準じ、委員報酬の額を改定するもの
 - (2) 春日井市附属機関設置条例の改正に伴い、新たに設置した附属機関の委員の委員報酬の額を定めるもの

区分		現 行	改正案
教育委員会委員		月額 49,100円	月額 49,500円
選挙管理委員会	委員長	月額 36,400円	月額 36,700円
	委員	月額 29,100円	月額 29,300円
監査委員	代表監査委員	月額 120,000円	月額 121,000円
	監査委員（識見者）	月額 112,700円	月額 113,600円
	監査委員（市議会議員）	月額 47,000円	月額 48,000円
公平委員会委員		日額 10,300円	日額 10,400円
農業委員会	会長	月額 34,900円 （年額557,334円以内の加算額あり）	月額 35,200円 （年額557,334円以内の加算額あり）
	副会長	月額 29,100円 （年額557,334円以内の加算額あり）	月額 29,300円 （年額557,334円以内の加算額あり）
	委員	月額 24,800円 （年額557,334円以内の加算額あり）	月額 25,000円 （年額557,334円以内の加算額あり）

農地利用最適化推進委員	月額 24,800円 (年額557,334円以内の加算額あり)	月額 25,000円 (年額557,334円以内の加算額あり)
固定資産評価審査委員会委員	日額 8,400円	日額 8,500円
表彰審査委員会委員ほか	日額 7,200円	日額 7,300円
開発事業紛争調停委員会委員	日額 20,400円	日額 20,600円
行政不服審査会委員	日額 20,400円	日額 20,600円
情報公開・個人情報保護審査会委員	日額 20,400円	日額 20,600円
多文化共生審議会委員	—	日額 7,300円
スポーツ推進委員	年額 40,800円	年額 41,100円
介護認定審査会委員	日額 20,400円	日額 20,600円
障害支援区分判定審査会委員	日額 20,400円	日額 20,600円
建築審査会委員	日額 20,400円	日額 20,600円
開発審査会委員	日額 20,400円	日額 20,600円
上下水道事業経営審議会委員	—	日額 7,300円
学校教育施設及び社会福祉施設の医師、歯科医師及び薬剤師	年額 1施設1人につき1,224,000円以内	年額 1施設1人につき1,233,800円以内
学校評議員	年額 21,400円	年額 21,600円
学校保健結核対策委員会委員	日額 10,200円	日額 10,300円
いじめ問題対策委員会委員	日額 20,400円	日額 20,600円
上記以外の非常勤の職員	年額 195,800円以内 月額 130,600円以内 日額 20,400円以内	年額 197,400円以内 月額 131,600円以内 日額 20,600円以内

2 施行日 平成30年4月1日

第23号議案

春日井市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

- 1 人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じ、特定任期付職員の給与について次のとおり改めるもの
 - (1) 給料月額を次のとおり改めるもの（第7条関係）

号給	現 行	改正案
1	372,000円	373,000円
2	420,000円	421,000円

(2) 期末手当の支給割合を次のとおり改めるもの（第9条関係）

（単位：月分）

区 分	現 行	改正案	
		平成29年度	平成30年度以降
6月	1.625	1.625	1.65
12月	1.625	1.675	1.65
合計	3.25	3.3	3.3

2 再任用職員が任期末日後に引き続き任期付職員として採用された場合の給与について、再任用職員に係る規定を適用するもの（第7条の2関係）

3 施行日 1(1) 公布の日（平成29年4月1日適用）

1(2)（平成29年度分） 公布の日（平成29年12月1日適用）

1(2)（平成30年度以降分）・2 平成30年4月1日

第24号議案

春日井市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例について

1 国家公務員の退職手当の引下げに準じ、一般職の職員の退職手当の調整率を100分の83.7（現行 100分の87）に引き下げるもの（附則第8項関係）

2 一般職の職員の退職手当の調整率の引下げに準じ、市長等の退職手当の算定に係る割合を次のとおり引き下げるもの（第8条の2関係）

区分	現 行	改正案
市長	100分の43.5	100分の41.85
副市長	100分の30.5	100分の29.3
教育長	100分の21.8	100分の20.93

3 施行日 平成30年4月1日

第25号議案

春日井市特別会計設置に関する条例の一部を改正する条例について

1 松河戸土地区画整理事業特別会計を廃止するもの（第1条関係）

2 施行日 平成30年4月1日

第26号議案

春日井市消防団条例の一部を改正する条例について

1 消防団員の定員を163人（現行 157人）とするもの（第4条関係）

2 施行日 平成30年4月1日

第27号議案

春日井市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

- 1 高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正（平成27年法律第31号。平成30年4月1日施行）に伴い、国民健康保険の被保険者で住所地特例の適用を受けて従前地である本市の被保険者とされている者が後期高齢者医療制度に加入した場合に、当該住所地特例の適用を引き継ぎ、本市の後期高齢者医療制度の被保険者とするもの（第3条関係）
- 2 施行日 平成30年4月1日

第28号議案

春日井市医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

- 1 医療費の支給対象となる精神障害者保健福祉手帳1・2級の所持者について、次のとおり規定を整備するもの
 - (1) 精神通院に係る自立支援医療を受けていること、精神病床に入院中であること等を医療費受給の要件とするもの（第3条関係）
 - (2) 医療費受給者証を交付することとするもの（第5条関係）
 - (3) 通院に係る医療費の支給額を医療保険適用後の自己負担額の全額（現行2分の1相当額）とするもの（第6条関係）
 - (4) 医療費の支給を医療機関（現行 受給者）に支払うことにより行うこととするもの（第7条関係）
- 2 施行日 1(1)・(3) 平成30年4月1日
1(2)・(4) 平成30年10月1日

第29号議案

春日井市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

- 1 国民健康保険法の一部改正（平成27年法律第31号。平成30年4月1日施行）に伴い規定を整備するもの（第2条関係）
- 2 施行日 平成30年4月1日

第30号議案

春日井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

- 1 地方税法の一部改正（平成29年法律第2号。平成30年4月1日施行）に伴い、国民健康保険の課税額を国民健康保険事業費納付金に充てるためのものとするもの（第2条関係）
- 2 基礎課税分の資産割額の税率を100分の15（現行 100分の20）に引き下げるもの（第4条関係）
- 3 基礎課税分の世帯別平等割額の税率を次のとおり引き下げるもの（第6条関係）

世帯区分	現 行	改正案
特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	25,100円	22,000円
特定世帯	12,550円	11,000円
特定継続世帯	18,825円	16,500円

- 4 施行日 平成30年4月1日

第31号議案

春日井市学校施設整備基金条例について

- 1 小学校及び中学校の施設の整備に要する費用に充てるため、基金を設置するもの
- 2 施行日 平成30年4月1日

第32号議案

春日井市介護保険条例の一部を改正する条例について

- 1 介護保険料の保険料率を次のように改めるもの（第3条関係）

区 分	保険料率	
	現 行	改正案
(1) 生活保護被保護者、老齢福祉年金受給者又は公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の者（世帯全員が市民税非課税）	27,253円	34,662円
(2) 公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が120万円以下であって世帯全員が市民税非課税である者（前号以外の者）	42,394円	48,526円
(3) 世帯全員が市民税非課税である者（前2号以外の者）	45,423円	51,993円
(4) 本人が市民税非課税で公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下であって世帯員が市民税課税である者（前3号以外の者）	51,479円	58,925円
(5) 本人が市民税非課税であって世帯員が市民税課税である者（前各号以外の者）	60,564円	69,324円
(6) 合計所得金額が120万円未満の者（本人が市民税課税）	69,648円	79,722円
(7) 合計所得金額が120万円以上200万円（現行190万円）未満の者（本人が市民税課税）	75,705円	86,655円
(8) 合計所得金額が200万円（現行190万円）以上300万円未満の者（本人が市民税課税）	90,846円	103,986円
(9) 合計所得金額が300万円以上400万円未満の者（本人が市民税課税）		110,918円
(10) 合計所得金額が400万円以上600万円未満の者（本人が市民税課税）	96,902円	117,850円
(11) 合計所得金額が600万円以上800万円未満の者（本人が市民税課税）	102,958円	124,783円
(12) 合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の者（本人が市民税課税）	105,987円	128,249円
(13) 合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の者（本人が市民税課税）		131,715円
(14) 合計所得金額が1,500万円以上の者（本人が市民税課税）		138,648円

- 2 1(1)のうち、減額賦課対象者の保険料率を31,195円とするもの（第3条関係）

- 3 保険料率の算定区分の所得指標となる合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除することとするもの（第3条関係）
- 4 職員の質問検査権の対象を第1号被保険者及び第2号被保険者（現行 第1号被保険者のみ）とするもの（第13条関係）
- 5 施行日 1・2・3 平成30年4月1日
4 公布の日

第33号議案

春日井市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について

- 1 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正（平成30年厚生労働省令第4号。平成30年4月1日施行）に準じ、次のとおり規定を整備するもの
 - (1) 春日井市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正
 - ア 各種サービス等の事業主体に介護医療院を加えるもの（第6条等関係）
 - イ 共生型地域密着型通所介護に関する基準を設けるもの（第59条の20の2・第59条の20の3関係）
 - ウ 指定認知症対応型共同生活介護事業者等に対し、身体的拘束等の適正化を図るための措置を義務付けるもの（第117条等関係）
 - エ 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者に対し、入所者の病状の急変等への対応方法の策定を義務付けるもの（第165条の2等関係）
 - オ サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に関する基準を設けるもの（第191条等関係）
 - (2) 春日井市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正
 - ア 指定居宅介護支援事業者は、障害福祉制度の指定特定相談支援事業者との連携に努めなければならないこととするもの（第4条関係）
 - イ 指定居宅介護支援事業者が事業所ごとに置くべき管理者を主任介護支援専門員とするもの（平成33年3月31日まで現行の介護支援専門員を管理者とする経過措置あり）（第6条関係）
 - ウ 指定居宅介護支援事業者に対し、利用者への複数のサービス事業者の紹介を求めることが可能であることの説明を義務付けるもの（第7条関係）
 - エ 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る服薬状況、口腔機能等の情報の提供を受けた場合等において、当該情報を利用者の同意を得て主治医等へ提出することとするもの（第16条関係）
 - オ 介護支援専門員に対し、市長が定める回数以上の訪問介護を位置付ける場合の居宅サービス計画について、市への提出を義務付けるもの（第16条関係）
 - カ 介護支援専門員に対し、訪問看護等の医療サービスの利用について主治医等の意見を求め、居宅サービス計画を作成した場合において、当該主治医等への居宅サービス計画の提出を義務付けるもの（第16条関係）

- (3) 春日井市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正
 - ア 各種サービス等の事業主体に介護医療院を加えるもの（第5条等関係）
 - イ 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に対し、身体的拘束等の適正化を図るための措置を義務付けるもの（第78条関係）
 - (4) 春日井市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正
 - ア 指定介護予防支援事業者は、障害福祉制度の指定特定相談支援事業者との連携に努めなければならないこととするもの（第4条関係）
 - イ 指定介護予防支援事業者に対し、利用者への複数のサービス事業者の紹介を求めることが可能であることの説明を義務付けるもの（第7条関係）
 - ウ 指定介護予防支援事業所の担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る服薬状況、口腔機能等の情報の提供を受けた場合等において、当該情報を利用者の同意を得て主治医等へ提出することとするもの（第33条関係）
 - エ 指定介護予防支援事業所の担当職員に対し、介護予防訪問看護等の医療サービスの利用について主治医等の意見を求め、介護予防サービス計画を作成した場合において、当該主治医等への介護予防サービス計画の提出を義務付けるもの（第33条関係）
- 2 施行日 1(1)・(2)アイウエカ・(3)・(4) 平成30年4月1日
 1(2)オ 平成30年10月1日

第34号議案

春日井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

- 1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正（平成29年法律第25号。平成30年4月1日施行）に伴い、規定を整備するもの（第15条関係）
- 2 施行日 平成30年4月1日

第35号議案

春日井市生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例について

- 1 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行規則の全部改正（平成26年経済産業省・環境省令第7号。平成27年4月1日施行）等に伴い、規定を整備するもの（第13条関係）
- 2 土壌汚染対策法の一部改正（平成29年法律第33号。平成30年4月1日施行）に伴い、規定を整備するもの（第39条関係）
- 3 施行日 1 公布の日
 2 平成30年4月1日

第36号議案

春日井市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について

- 1 建築基準法の一部改正（平成29年法律第26号。平成30年4月1日施行）に伴い、規定を整備するもの（別表第2関係）
- 2 施行日 平成30年4月1日

第37号議案

春日井市特別用途地区内における建築物の制限の緩和に関する条例について

- 1 特別用途地区として指定するスポーツ・レクリエーション地区（朝宮公園地区）における建築物の制限を緩和し、当該区域内において次の建築物を建築することができることとするもの（第2条・第3条関係）
 - (1) 公園施設
 - (2) 公園施設に附属する観覧場
- 2 施行日 尾張都市計画特別用途地区（スポーツ・レクリエーション地区（朝宮公園地区））に係る都市計画法第20条第1項の規定に基づく告示の日

第38号議案

春日井市児童遊園の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例について

- 1 牛山住宅児童遊園及び町屋住宅児童遊園を廃止するもの（別表関係）
- 2 施行日 公布の日

第39号議案

春日井市都市公園条例の一部を改正する条例について

- 1 都市公園法施行令の一部改正（平成29年政令第156号。平成29年6月15日施行）に伴い、都市公園に設ける運動施設の敷地面積の当該都市公園における敷地面積に対する割合の上限を100分の50とするもの（第2条の6関係）
- 2 施行日 公布の日

第40号議案

春日井市営住宅条例の一部を改正する条例について

- 1 坂下住宅及び牛山住宅を廃止するもの（別表関係）
- 2 施行日 公布の日

第41号議案

市道路線の廃止について

廃止路線 6件

第42号議案

市道路線の認定について

認定路線 11件

第43号議案

財産の交換について

1 交換財産

区分	交換に供する財産	交換により取得する財産
種類	土地（市営坂下住宅跡地）	土地
場所	春日井市神屋町字御手洗2355番1	春日井市高森台6丁目1番5
面積	4,014.80㎡	3,040.05㎡
価額	136,302,460円	165,378,720円

差額 29,076,260円

2 交換の相手方 小牧市高根2丁目7番地の1 尾張中央農業協同組合

3 交換差額の補足 108,182,900円

交換差額29,076,260円に、昭和49年の土地交換契約において将来清算することとしていた交換差額の不足分として、次の交換財産の差額79,106,640円を併せて支払うもの

区分	交換に供した財産	交換により取得した財産
種類	土地	土地（消防署用地）
場所	春日井市高森台6丁目1番5	春日井市梅ヶ坪町109番1
面積	3,040.05㎡	1,455.27㎡
価額	165,378,720円	244,485,360円

差額 79,106,640円

報告第1号

訴えの提起の専決処分について

報告第2号

和解に代わる決定の専決処分について

春日井市立小学校及び中学校における未納の学校給食費の支払について、次のとおり請求し、及び和解に代わる決定をしたもの

相手方	訴えの提起の要旨	和解に代わる決定の要旨
■■ ■■ (■■■■■■■■)	相手方に対し159,865円の支払を求める。	相手方は168,700円の支払義務があることを認め、平成29年12月から平成30年11月まで毎月分割して支払う。